

現場代理人の常駐義務の緩和措置について

平成 23 年 11 月 22 日
巨理町企画財政課

東日本大震災による被災箇所の早期復旧を図るため、短期間に集中して工事を発注する必要があることから、臨時的な措置として、下記の一定の条件を満たす場合、現場代理人の兼務を認めることとする。

記

1 対象工事等

以下の全ての条件を満たす 3 件の工事間で、現場代理人の兼務を認めることとする。

- ・ 巨理町発注の工事であること。
- ・ 各々の請負代金の額が 2,500 万円（建築一式工事の場合は 5,000 万円）未満の工事であること。

2 現場代理人の兼務承認等

請負者は、現場代理人兼務承認願（宮城県の様式に準拠するが、連絡員は不要とする。）を各々の工事の監督員に提出し、承認を得ること。

発注者は、工事現場の運営・安全管理等に支障があると判断した場合は、不承認とすることができる。また、承認後であっても、工事現場の運営・安全管理等に支障があると判断した場合には、解除等をもとめることができるものとする。

3 適用

平成 23 年 11 月 24 日以降に入札公告又は指名通知等を行う工事に適用する。

ただし、兼務させる一方の工事がこれよりも前のものについても、各々の工事の監督員に兼務承認願を提出することにより対応するものとする。